

○にかほ市鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマを集落等に寄せ付けない環境整備を図るため、ツキノワグマを直接誘引する要因となる果樹等の伐採に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内の自治会等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業となる果樹は、その伐採について所有者の書面による同意がある柿又は栗の木とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次の経費とする。

- (1) 作業に用いる機械の賃借料、燃料費等
- (2) 作業を行った者への賃金、謝礼等
- (3) 伐採した果樹の処分費
- (4) 作業を委託した場合の委託料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、申請1件につき5万円を上限とする。ただし、申請年度ににかほ市鳥獣対策不要果樹等伐採事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた自治会等にあつては、すでに交付を受けた補助金の額と合わせて5万円を上限に交付を受けることができるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、交付決定を受けた日から当該年度末までとする。

(検証及び見直し)

第7条 この告示は、3年を超えない期間ごとに第1条の趣旨にふさわしいものであるかを検証し、適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。